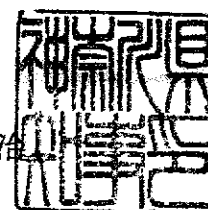


平成 26 年 9 月 8 日

渋沢丘陵を考える会 代表 日置乃武子 様
秦野の自然と環境を守る会 代表 山本とし子 様
丹沢・未来プロジェクト 代表 小嶋 伸 様
秦野のホテルを守る会 会長 吉田 嗣郎 様
さんげつ会 事務局 山田 芳枝 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



県条例違反の巨大霊園開発（秦野市渋沢丘陵）計画書差し戻し
要求について（回答）

平成 26 年 8 月 17 日付けで提出された標記の件について、次のとおり回答します。

1 について

本県が回答する内容はありません。

2 について

神奈川県土地利用調整条例（以下「条例」という。）は、事業者が開発行為等をしようとするときは、当該開発行為等の計画について、あらかじめ知事と協議することを義務付けています。条例では、開発行為等が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域が開発区域となりますが、一団の区域か否かについては、物理的の一体性のほか、事業者の同一性、機能的な関連性、施工時期の近接性等を勘案し、総合的に判断することとしています。

霊園開発計画（以下「本計画」という。）における墓地の区域と、区域外の駐車場は、一団の区域とは認められないため、本計画の開発区域から除外しています。

そのため、本計画の開発区域は 20 ヘクタール以下であり、条例審査指針の規定に違反するものではありません。

3 について

本県が回答する内容はありません。

4について

平成25年1月28日開催の神奈川県土地利用調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）における本計画の審議にあたり、事前に公益財団法人相模メモリアルパーク（以下「財団法人」という。）に「駐車場利用予約契約書（案）」の提出を求め、以下の内容を確認しておりますが、幹事会における事務局の発言は、こうした事情を説明したものです。

- ・ 他の事業者が所有し、管理・運営する駐車場を、財団法人が賃貸借契約により借用し、駐車場として利用する。
- ・ 財団法人は、このことにより霊園の来場者のための駐車場として、年間を通じて確保する。
- ・ しかし、実際には、区域外にあるこの駐車場は繁忙期のみ利用されることが想定されるため、財団法人は、駐車場の管理者に対し、月ごとに計画書を提出し、利用台数に応じて賃料を支払うことが予定されている。

5及び6について

条例では、一団の区域を開発区域とすることとしていますが、一団の区域か否かの判断にあたっては、物理的な一体性のみを基準としているわけではなく、2で述べたとおり、事業者の同一性等、他の要素も含めて総合的に判断しています。

例として挙げられた公園の駐車場は、公園の事業主体である県が、公園利用者のための駐車場として一体的に整備したものです。本計画における区域外の駐車場は、墓地の区域とは物理的に離れていることに加え、別事業者が管理・運営するものであり、財団法人はこれを賃貸借契約により使用するものであること等から、一団の区域とは認められません。

7について

条例第19条の規定は、開発行為等について市町村条例が制定され、その内容が条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できる場合には、同趣旨の市町村条例により、事業者には二重の負担を負わせるのは不合理であること等から、当該市町村の区域における開発行為等について、条例の適用を除外しているものです。

秦野市には同条の規定に適合する条例がないため、秦野市の区域における開発行為等については、条例が適用されます。

8について

本計画の開発区域の面積は、20ヘクタール以下ですので、条例審査指針の基準に適合しています。

なお、条例は、2で述べたとおり、事業者が開発行為等を行う場合に事前の協議を義務付けているものであり、当該協議は平成25年2月1日に終了しています。

問い合わせ先

土地水資源対策課

土地利用調整グループ 竹下

電話 045-210-3115